

特別支援教育教員に求められる専門性と その確保のための方策

平成21年7月21日

木舩 憲幸

プレゼンテーションの内容の紹介

I. 求められる専門性

1. 特別支援学校の教員に求められる専門性
2. 特別支援学級及び通級担当の教員に求められる専門性
3. すべての教員に求められる専門性

II. 専門性を確保するための方策

1. 教員養成課程
2. 教員研修・講習
3. その他「当分の間」

I - 1. 特別支援学校の教員に求められる専門性

特別支援学校の教員に求められる専門性の全体像

	免許法施行規則との対応等
<p>I. 在籍する幼児児童生徒の教育に関する専門性 (学校教育法第72条関係)</p> <p>1. 特別支援学校の各校種に共通する専門性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育全般に関する基礎的知識 「制度・社会的背景・動向」 ○個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用 <p>2. それぞれの校種・障害ごとの専門性 (5障害 + 発達障害等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○それぞれの障害ごとの心理(発達を含む)・生理・病理 ○それぞれの障害ごとの教育課程と指導方法 	<p>第一欄</p> <p>第二欄, 第三欄</p> <p>第二欄, 第三欄</p> <p>第二欄, 第三欄</p>
<p>II. 通常の学校への支援に関する専門性 (学校教育法第74条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○センター的機能について総合的にコーディネートする ために必要な知識や技能 	<p>?</p>
<p>注. 「センター的機能に必要な知識や技能」に関する現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> →いくつかの大学院・特別専攻科でコーディネーターコースがある。 その成果と課題については？ →学部の養成カリキュラムで対応できているか？ →具体的な内容に関しては、「CEC」が参考になる(次のスライド3枚参照) →免許法の中にセンター的機能に対応する「欄」を明示する必要は？ (上記スライド3枚の次を参照) 	

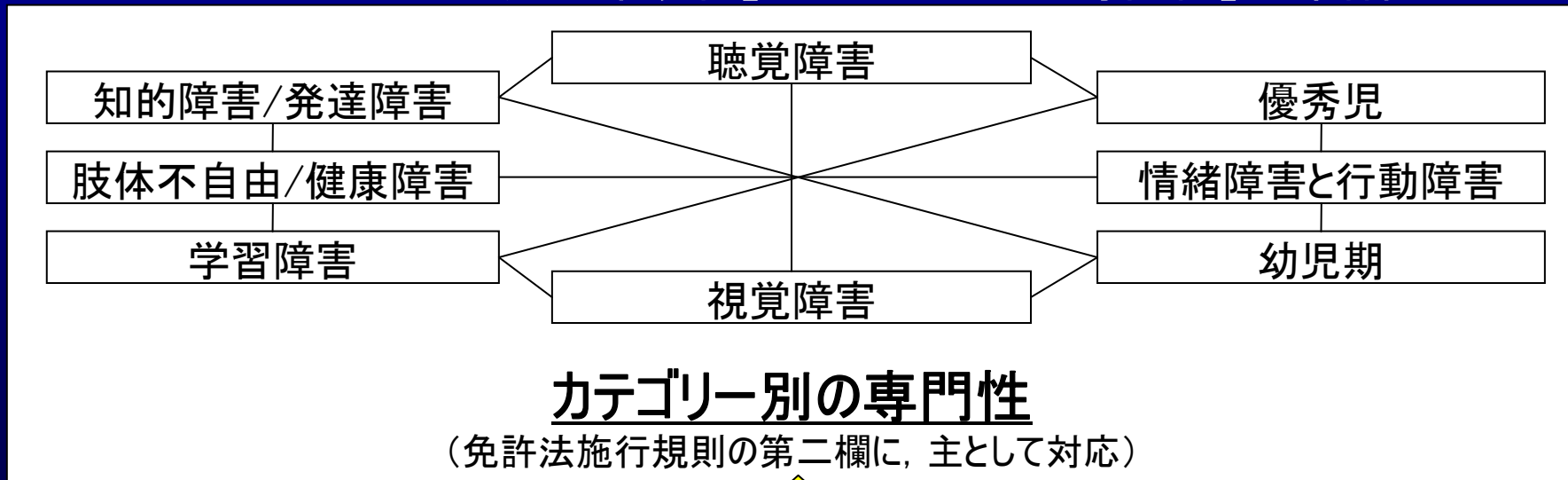
CECにおける特別支援教育教員の専門性の考え方 ～センター的機能を考える参考資料として～

CEC(The Council for Exceptional Children)とは

「disabilities and/or gifts and talentsのある人々の教育を改善するための最大の国際的専門的組織」

(CEC Web Site,overviewより)

CECにおける「共通基本項目」と「カテゴリー別の専門性」との関係



(免許法施行規則の第二欄に, 主として対応)

共通基本項目

すべての初任特別支援教育教員のために必要な最小限の知識とスキル
(センター的機能の関連内容が含まれている)

(落合, 2003の図に基づいて一部改変して作図した)

注1. 共通基本項目は, 軽度の子どもを教えるために必要な知識とスキルという意味ではない。

「共通基本項目」の下位項目	免許法施行規則との対応等
1. 特別教育の原理, 歴史, 法律	第一欄
2. 学習者の特性	第二欄
3. アセスメント, 診断, 評価	同上
4. 授業内容と実践	同上
5. 授業方法と学習環境の設定と運営	同上
6. 児童生徒の行動調整と社会的相互交渉スキル	同上
7. コミュニケーションと協力的パートナーシップ	→センター的機能
8. プロ意識と倫理	?

「○センター的機能について総合的にコーディネートするために必要な知識やスキル」



「共通基本項目」の

「7. コミュニケーションと協力的パートナーシップ」が参考になる

知識

- 1 : 本人, 保護者, 学校や地域の人々とのコミュニケーションと協力を促進する要因
- 2 : 保護者を支援する方略
- 3 : チームのメンバーの協力のもとでの個別の計画の作成
- 4 : 個別の計画を企画する際の本人, 保護者, 教員, 学校や地域の役割
- 5 : 特別なニーズがある人々に関するプライバシー保護

スキル

- 1 : 本人, 保護者, 学校, 地域の人々と協力して働く方略を用いること
- 2 : 本人, 保護者, 学校や地域の人々と情報交換し, 助言を求めること
- 3 : 家族と専門家の中に, 尊敬し相互に有益な関係をはぐくむこと
- 4 : 本人と家族を勇気付け支援して, 教育現場へ積極的に参加してもらうこと
- 7 : 教員, 行政担当者, その他の関係者と情報交換を行うこと

センター的機能を盛り込んだ養成課程におけるカリキュラムの枠組みのイメージ
 (現行の枠組みを大きく変えないで)

変更の有無	特別支援教育科目の欄		二種	一種	専修
従来通り	第一欄	基礎理論	基礎	発展	
従来通り	第二欄	各障害種の心理・生理・病理 ／教育課程と指導法	同上	同上	
従来通り	第三欄	以外の科目	同上	同上	
従来通り	第四欄	教育実習	同上	同上	
新規	第五欄	センター的機能に関する科目	同上	同上	

提案の問題点

- ①新しい内容の追加である
- ②教育内容が増加する → 単位数の増加(卒業要件単位数や上限設定と関連)
- ③担当できる大学教員がいるか?
- ④その他

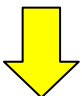
I - 2. 特別支援学級及び通級担当の教員に求められる専門性

	免許法施行規則との対応等
<p>I. 在籍する幼児児童生徒の教育に関する専門性 (学校教育法第72条関係)</p> <p>1. <u>特別支援学校の各校種に共通する専門性</u> ○特別支援教育全般に関する基礎的知識 「制度・社会的背景・動向」 ○個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用</p> <p>2. <u>それぞれの校種・障害ごとの専門性</u> (5障害＋発達障害等) ○それぞれの障害ごとの心理(発達を含む)・生理・病理 ○それぞれの障害ごとの教育課程と指導方法</p>	<p>第一欄</p> <p>第二欄, 第三欄</p> <p>第二欄, 第三欄</p> <p>第二欄, 第三欄</p>
<p>II. 通常の学校への支援に関する専門性 (学校教育法第74条関係) ○センター的機能について総合的にコーディネートする ために必要な知識や技能</p>	<p>?</p>

注. 「特別支援学校の教員に求められる専門性」と同様として考えてみた。
 専門性の度合いとして、どの程度を求めるか？

I - 3. すべての教員に求められる専門性

通常の学級のすべての教員に求められる専門性(基礎的)

	免許法施行規則との対応等
特別支援教育の視点を取り入れた授業や生徒指導などのために  特別支援教育全般に関する専門性	
<u>1. 特別支援教育に関する専門性(基礎的)</u> ○個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用	第二欄, 第三欄
<u>2. それぞれの障害ごとの専門性(基礎的)</u> ○それぞれの障害ごとの「心理(発達を含む)・生理・病理」 及び「教育課程と指導方法」の基礎的知識・技能	第二欄, 第三欄

Ⅱ－1. 専門性を確保するための方策

教員養成課程

○特別支援学校免許状に関すること

大学における養成に関する課題

I. 特別支援学校免許状

1. 養成の枠組みに関すること

- 卒業要件単位数の中での特別支援教育科目の開設に余裕が少ない
- 上限設定の下での科目の数と内容の設定に余裕が少ない

広島大学の例

卒業要件単位数 128単位

教養科目 31単位

基礎免許科目 59単位(免許法, 小一種の要件)

特別支援教育科目 38単位(免許法, 5教育領域の免許状取得要件)

合計 128単位

2. 専門性の内容に関すること

- 5教育領域の全体的専門性の確保と得意領域作りの兼ね合いに困難がある
- センター的機能に必要な知識や技能について
→大学のカリキュラムで対応できているか？

Ⅱ. 小学校等の通常の学校の教員における特別支援教育関係の科目

- 教職科目第三欄「幼児児童性の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児児童生徒の心身の発達及び学習の過程を含む)」→次のスライド

○すべての教員が特別支援教育の基本を理解するための(通常免許状の)仕組み
(教員養成において、通常の学校教員を目指す学生の専門性担保のために)

小学校一種免許状の取得要件(教育職員免許法第5条関係)

教職科目	41単位
教科に関する科目	8単位
教科又は教職に関する科目	10単位



教職科目

第三欄「教育の基礎理論に関する科目」	6単位
「 <u>幼児児童生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児児童生徒の心身の発達及び学習の過程を含む)</u> 」	2単位

○「幼児児童生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児児童生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）」科目－各大学の取り組みと個人的感想

個人的感想として、内容の質と量の充実が必要

- ・1科目15回の中で数回程度
- ・内容としては発達障害等が中心
(5障害についてさらに充実の必要がある)

○「障害のある幼児児童生徒の心身の発達及び学習の過程」に特化した科目をプラスして開講している大学が複数ある

○選択科目として開講

○特別支援教育の基礎的内容

(発達・学習, 心理・生理・病理等を含む)

○当然のこととして、通常の学校教員を目指す学生の受講が多い



○通常の学級のすべての教員に求められる専門性の向上に寄与



○さらに多くの大学での開講が望まれる

大学におけるその他の工夫例

○「特別支援教育の専門科目」の基礎的な内容の科目



○「教科又は教職に関する科目」としても課程認定



○小学校免許状を取得する学生の受講数が増えた



○通常の学級のすべての教員に求められる専門性の向上に寄与



○さらに多くの大学での開講が望まれる

Ⅱ－2. 教員研修・講習

特別支援学校校内研修の全体像の概要

特別支援学校(視覚障害, 知的障害, 肢体不自由, 病弱)9校のまとめ

授業研究会	研究授業と協議会(公開研究会を含む)
自立活動教育相談研修	自立活動専科教員と外部講師が共同して担任を支援
自立活動内容研修	講義, 事例検討
保健安全研修	介助の基本, 医療的ケア, 摂食・嚥下, 救命
特別支援教育内容研修	新学習指導要領, 実態把握, 個別の指導計画等
進路指導研修	個別の移行支援と関係機関との連携, 施設見学
学校教育全般の研修	分掌, 年間計画, 生徒指導, 危機管理, 教科領域等

各校それぞれについて年間30～40回程度

授業研究を中心とした校内研修の一例（特別支援学校）

研修の基本的方針：一人一人に応じた分かる授業の実現に努める

- ・新学習指導要領の理解の徹底
- ・実態把握，適切な指導目標、内容、方法の設定
- ・自立活動の内容を踏まえた各教科の指導を創意工夫
- ・実態に応じた教育課程の編成と個別の年間指導計画の活用
- ・実態に応じた学習集団の編成とTTの在り方を具現化

	研修内容
5月	○実態把握の必要性と具体的な手法及び授業へのつなぎ
6月	○授業研究：実態把握からPDCAによる授業研究の取り組み
7月	○事例検討
8月	○事例検討：短期・長期目標の設定及び2学期以降の取り組み
9月	○授業研究：実態把握からPDCAによる授業研究の取り組み
10月	○授業研究：実態把握からPDCAによる授業研究の取り組み
11月	○授業研究：実態把握からPDCAによる授業研究の取り組み
12月	○事例検討：実態把握と実践に基づくPDCAの報告と共通理解
2月	○実態把握チェックシートの提案
3月	○事例検討のまとめと共通理解
	○本年度の成果と課題及び次年度に向けての計画

自立活動に関する教育相談に基づく研修の例

(特別支援学校, 数校のまとめ)

—外部専門家を活用して—

- ① 対象: 重複障害児童生徒(知的障害と肢体不自由)の自立活動
- ② 回数: 2回, 春(年度始め)と秋→PDCA
(年間数回の学校もある)
- ③ 参加者: 自立活動専科教員, 学級担任と外部専門家
- ④ 内容: 一人一人の自立活動の指導の実際について,
協力して指導計画を作成
- ⑤ 研修会: 教育相談終了後, 全教員対象, 内容は上記教育相談
に関して

通常の学校における研修 小学校における研修の一例

	内容	対象	年間回数
校内	研究主題に係わる研修	全員	35回
	プロジェクトごとの研修	Pチーム員	20回
	新学習指導要領の研修	全員	3回
	サービスに係わる研修	全員	3回
	生徒指導に係わる研修	全員	3回
	特別支援教育に係わる研修	全員	6回
市内	教科研	部会員	5回
	特別支援教育部会	部会員	3回
	特別支援学級担任等研修	担任, 希望者	2回

【特別支援教育関係の研修】

	内容
校内	○校内委員会等推進計画
	○教育相談
	○発達障害について
	○授業研を通して
	○特別支援教育情報
市内	○特別支援学級の授業研
	○特別支援学級担任会
	○コーディネーター等研修

中学校における研修の一例

各種研修の分類	年間回数	研修対象
学校運営等全般に関する研修	11回	全教員
部会研修(分掌会, 学年会, テーマ部会)	7回	全教員
学校研究(道徳教育の研究)に関する研修	18回	全教員
教科の授業改善について	3回	全教員
町教育研究全体集会	1回	町内教員
特別支援教育に関する研修	全7回	
内容: 特別支援教育の内容研修	1回	全教員
教育相談について	3回	全教員
授業研究(特別支援学級)	1回	全教員, 町内特別支援学級担任, Co
町内特別支援教育部会	2回	全教員, 町内特別支援学級担任, Co, 管理職

○免許法認定講習
課題(ある教育委員会の担当者より)

第三欄「重複障害とLD等」の開設について

現職教員が二種免許取得の場合は「重複障害, LD等で1単位」だが

重複障害, LD等, 情緒障害, 言語障害の
すべて或いは複数を担当できる大学教員が少ない



複数科目を開設している
重複障害1単位,
LD等1単位,
情緒障害1単位,
言語障害1単位



受講者は4単位取得する必要がある



重複障害・LD等教育総論として
複数講師担当で1科目を開設



科目内の内容の一貫性, 整合性の
維持に苦心している

注. 第三欄「取得領域以外の領域に関する科目」の開設についても同様

○免許状更新講習

(通常の学校の教員における特別支援教育専門性の向上のために)

通常の学校の教員が更新講習で「特別支援教育の科目」を受講することの意義

学校教育法第81条より

幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校において教育上特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対して，障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記されている

文部科学省の調査より

通常の学校の通常の学級においては「特別の支援を必要とする児童生徒」が約6%在籍している

Ⅱ－3. その他「当分の間」

○特別支援学校免許状に関する「当分の間(教育職員免許法, 附則16)」について

中央教育審議会

特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)

平成17年12月8日

第5章 教員免許制度の見直しについて

4. その他の課題

なお、当分の間、特殊教育免許の保有を要しないこととしている教育職員免許法附則第16項について、新たな特別支援学校教諭免許状(仮称)の普及状況等を見極めた上で、当該免許状の保有率向上のための方策とともに、時限を設けて廃止することが適当である。

専門性の向上のために廃止が望ましい



廃止した際に専門性のある教員が確保できるか



免許状の保有率の現状は？

(特別支援学校だけでなく、現在通常の学校に勤務する教員の)

免許状の保有率の現状

特別支援学校における免許状保有率の経年変化

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
全体の割合	55.6%	58.3%	61.3%	68.3%	69.0%
新規採用者の割合	49.0%	56.5%	59.1%	57.3%	60.0%

特別支援学級(小・中学校)における免許状保有率の経年変化

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度(学級数)
29.5%	30.2%	30.8%	32.4%	32.0%(40,004)

「特別支援教育資料(平成20年度),平成21年4月,
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課」より



一定の時限を定めて,保有率をさらに向上させる取り組みが必要

保有率をさらに向上させる取り組み



「長期的展望と年単位での取り組み」が必要



- 人事異動の事前研修として、認定講習等で免許状取得を推進
- 複数の教育領域の免許状取得の推進
- 通常の学校教員の免許状取得の推進
(特別支援学級・通級による指導・コーディネーター・通常の学級)

通常の学校の教員の免許取得と専門性向上に関する参考資料



通常の学校教員のニーズは高い

平成20年度特別支援学校教員専門性向上事業(広島大学)のデータ

開設科目 : 特別支援教育総論他8科目(各障害種について)
延べ受講者数 : 492名
実受講者 : 145名 : 特48, 通常校97(幼4, 小65, 中24, 高4)



受講者の話 : 教委主催認定講習は特別支援学校教員を優先とのこと。
→(関連) : 免許認定講習(複数の県)における個人的感想
通常の学校の教員の受講が増えてきている。
通常の学級教員の受講が増えてきている。

広島県外受講者 : 36名

地域 : 中国3県, 四国2県, 九州1県, 関西1県, 東日本2県
その他 : 第三欄科目, 特に重複障害科目の開設の希望が強く出ていた

1. 落合俊郎（2003）障害児教育における総合免許制とアメリカの免許制度—The Council for Exceptional Children(CEC)の資料に基づいた—考察—.広島大学附属障害児教育実践センター研究紀要 第1号, 75-83」,
2. 川口数巳江（2009）視覚特別支援学校の教員の専門性向上に関する研究—広島C特別支援学校の校内研修体制の整備を通して—. 広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学専攻修士論文
3. 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2009）特別支援教育資料(平成20年度)
4. 中央教育審議会 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申). 平成17年12月8日